平成２１年（フ）第２３３７号
北海道千歳市花園４丁目10番４―205号
債務者　青山　利江（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３５４号
札幌市東区伏古６条３丁目２番20号　カーサ伏古205号
債務者　村上　哲雄
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３９１号
札幌市南区川沿15条２丁目10番30―705号
債務者　山崎　良子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４１７号
札幌市白石区北郷７条３丁目12番15―201号
債務者　工藤　善恵（旧姓井口）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６６号
山形県酒田市北新町１丁目１番58号県営北新町アパート402号、前住所山形県酒田市豊里字上割24番地の22
債務者　村上　貞子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第６７号
山形県酒田市東大町３丁目40番地の１グレイスコート101号、前住所山形県酒田市東大町３丁目40番地の１ベルハイツ101号
債務者　土門　伸洋
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第６８号
山形県酒田市上餅山字元山75番地の５
債務者　齋藤　　幸
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１３４号
岐阜県中津川市茄子川1683番地の2140
債務者　林　　明美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１３６号
岐阜県多治見市白山町５丁目23番地の１フォルム21―101
債務者　清水　侑湖
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１３９号
岐阜県多治見市太平町５丁目45番地　サンライズ大国屋館ルイール多治見203
債務者　安藤　　優
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１４０号
岐阜県多治見市宝町２丁目63番地　メゾン宝403
債務者　蝦名　高彦
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１９３９号
名古屋市天白区高坂町272番地　高坂センター201号
債務者　関貫　俊夫
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９４０号
名古屋市天白区高坂町272番地　高坂センター201号
債務者　関貫　順子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９４１号
名古屋市中川区荒江町22番15号
債務者　関貫　昭夫
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４９号
愛知県一宮市栄２丁目５番10―303号アルカディアM
債務者　則竹　邦彦
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２３１号
愛知県犬山市字勝部前62番地
債務者　上生　　敦
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３３２号
愛知県一宮市西五城字上切59番地９　ミニョン101号
債務者　林　　惠子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部